

更生保護施設における処遇の基準等に関する規則の一部を改正する
省令案に関する意見募集の結果について

令和5年11月10日
法 務 省 保 護 局

令和5年8月23日（水）から令和5年9月21日（木）まで、更生保護施設における処遇の基準等に関する規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を実施したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それに対する回答について、別紙のとおり取りまとめました。

【別紙】

番号	御意見の概要	回答
1	第24条「宿直室及び職員宿舎」は「宿直室又は職員宿舎」とするべきではないか	御意見を踏まえて、第24条見出しを「宿直室又は職員宿舎の設置」に修正しました。
2	改正案23条の2に定める地域交流室の設置義務について、地域住民との交流や関係団体との協議等を行うこと自体を義務などとして定めるのではなく、物理的な部屋の設置義務として規定するのはなぜか。 交流や協議はオンラインでも可能であって必ずしも物理的な部屋が求められるものではなく、また、交流室の設置義務がある中で、新たに地域交流室の設置義務を規定する趣旨が不明確である。	更生保護事業法第3条第3項において、「更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国の行う改善更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」と規定されており、地域交流等については従来より努力義務となっていたところ、これを実施するために物理的な部屋については設置義務がなかったため、地域交流等を一層促進する趣旨から、本省令において新たに規定するものです。

※このほか、本件と直接関係のない御意見が1件ありました。